

1. 適切な資産管理の推進

現状・課題

- 水道施設の適正な管理のためには、水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的な情報を把握しておく必要がある。一方で、水道法においては台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障が生じる例も見受けられた。
- また、老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕を行うことが必要。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新・耐震化が必要。

※厚労省では、手引きの公表等により、水道事業者に対して適切な資産管理の実施を奨励してきたものの、更新需要・財政収支の見通しを把握し、施設整備計画・財政計画等の作成を行うことができていない事業者は、全体の16%にとどまっている。

対応の方向性

- 他の社会資本(下水道、道路、河川等)と同様に、水道事業者に水道台帳の整備を行うことを義務付ける。

(参考)下水道法
第23条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 他の社会資本と同様に、水道事業者は、点検を含む施設の維持管理・修繕を行うことにより、水の安定供給を図るよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。

(参考)下水道法
第7条の2 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。
2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

- 水道事業者は、中長期的な更新需要や財政収支の見通しを把握するとともに、計画的に施設を更新するよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。
- 簡易水道を含む中小規模の水道事業者は人員的予算的な余裕がないと考えられるため、広域連携が図られることを前提として、外部の人材を活用するなど、台帳整備、施設の点検、更新需要及び財政収支の見通しの試算等を実施できるよう支援を行うことが考えられる。

2. 水道料金の適正化

現状・課題

- 水道料金は水道事業者が地方議会の議決を経て定める住民自治が原則。
- 料金の算定方法は、総括原価方式。
・営業費用:人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等
・資本費用:支払い利息、資産維持費
- 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
- 人口減少に伴う水需要の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込み。
- 一方、平成22年-26年の5年間で、水道料金の値上げを行った水道事業者は年平均で約4%にとどまっている(約56/約1280)。

- 十分な更新費用を総括原価に見込んでいない場合が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

対応の方向性

- 水道法がその目的に謳っている「豊富低廉な水の供給」の文言は維持しつつ、将来にわたり健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確化。

- 中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握に基づいた料金とするため、水道事業者は水道施設の更新需要・財政収支の見通しを把握した場合には、公表するよう努めなければならないことを法律上明記する。

- 上記の考えに沿って水道料金の算定方法をより明確化する。また、認可権者から水道事業者に対し、持続可能な料金水準について定期的に議論するよう促す。

3. 広域連携の推進

現状・課題

- 1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が917と多数存在(平成26年)。
- 小規模な事業者においては、単独で事業を維持するための職員体制や財源確保が困難であり、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携の手法が有効。
- 厚生労働省では、中小規模の水道事業者の厳しい経営状況、職員の減少・高齢化の現状を踏まえ、水道ビジョン(平成16年)や新水道ビジョン(平成25年)の策定、予算措置等により、広域連携の推進を図ってきた。
- 広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

対応の方向性

- 都道府県に広域連携の推進役としての責務を追加。
- 都道府県は、都道府県内の水道事業者を構成員として、広域連携を検討するための協議会を設置できることを法律上明記する。
- 広域連携の推進、水道事業の基盤強化(施設基盤、財政基盤及び人的基盤等の強化)を図るため、以下の枠組みを水道法の体系に追加。

国が定める「水道事業基盤強化基本方針」

施設の計画的更新・耐震化の促進等、
広域連携(事務の協力、施設の共同利用、統合等)の推進

関係市町村の同意の下、都道府県が定める
「水道事業基盤強化計画」

広域連携する事業者*が共同して定める
「広域連携実施計画」

*都道府県の計画に記載

計画に基づく事業(施設整備等一定のもの)に財政支援

4. 官民連携の推進

現状・課題

- 「日本再興戦略2016」(成長戦略)や「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太)で、水道事業におけるコンセッション方式の推進が求められている。

※公共施設等運営権方式(コンセッション方式):
PFIの一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、自治体と民間企業の契約により、民間企業が水道事業の運営権を獲得する制度。

- 一方で、以下のような指摘がなされている。
 - ・コンセッション方式により水道事業を運営する民間事業者が水道法上の認可を取得し、全責任を負うこととするのは、実態と水道法上の責任が合っていないのではないか。
 - ・運営権者が事業継続できなくなった場合に、地方公共団体側が最終的な責任を果たせないのではないかと懸念があることや、地方公共団体が認可を持っておらず、水道法上の責任を持つ根拠がないことも、地方公共団体がコンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。

対応の方向性

- コンセッション方式の導入に向けた制度上の環境整備を行う。
 - 水道事業においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、
 - ①水道事業の運営権者たる民間事業者と水道施設の所有者たる地方公共団体との権利・義務関係を明確にする、
 - ②運営権者の不測の倒産時等にあっても水道事業の継続性を確保する
- 等の観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に十分留意しながら、法制的に必要な対応を行う。
- コンセッション方式を活用した民間事業者が将来の更新投資に備えることができるよう税制上の措置を講ずる。
 - 民間事業者が水道事業の運営に関わることを前提とした水道料金の算定方法を明確にする。